

# 高機能消防指令センターシステム総合整備業務受託候補者選定 委員会設置要綱

## （設置）

第1条 岡崎幸田消防指令センターにおいて、消防指令業務の円滑な運用を実現するため高機能消防指令システムの整備を行うにあたり、住民が安全・安心に暮らせる生活環境の整備を目指し、最新の情報通信技術を活用し、あらゆる災害に迅速かつ円滑に対応できるシステムの構築を行うために受託候補者を選定するため、高機能消防指令システム総合整備業務受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 業務受託候補者の選定基準の策定に関すること。
- (2) 業務受託候補者の選定に関すること。
- (3) その他、(1)、(2)に付随する全てのこと。

## （組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は学識経験を有する者（愛知産業大学教授）をもって充てる。

3 委員は、学識経験を有する者（中京大学教授）、岡崎市消防長、幸田町消防次長並びに岡崎市役所デジタル推進課長により構成するものとする。

## （委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。なお、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## （委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、公開しないものとする。

## （守秘義務）

第6条 委員は、委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

## （委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、岡崎市消防本部共同通信課において処理する。

## （雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱の施行は、令和 8 年 3 月 10 日から審査が終了する日までとする。